



あずさ監査法人

エージー インサイト

# AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER

Volume

09

2005  
June

会社法はこうなる～「会社法」現代化のポイント～【基本方針】  
敵対的M&Aに対する防衛と株主利益の両立  
米国LLCの課税方法と活用方法

会計トピック

# 会計キーワード解説(その1)

## 税効果会計～繰延税金資産の回収可能性～

あずさ監査法人 社員 寺田 昭仁  
マネジャー 小泉 淳

今回から、会計分野における基本的なテーマやキーワードを1つずつ取り上げ、わかりやすく解説していきます。

初回は、税効果会計におけるさまざまな項目のなかで、企業の皆様の関心がもっとも高いと思われる、繰延税金資産の回収可能性について、日本公認会計士協会から公表されている監査委員会報告第66号および第70号にもとづき、改めてポイントを整理しています。

### はじめに

繰延税金資産は、将来の課税所得の発生に伴う法人税等の支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有します。すなわち、繰延税金資産の計上は、発生した将来減算一時差異等の解消によって将来の納付税額の減額効果があること、法人税等の前払額が将来の課税所得から回収することができることを根拠とします。これは、税務上の繰越欠損金等について繰延税金資産を計上する場合も同様です。この判断を適切に行うためには、将来の課税所得の十分性やタックスプランニングの存在等が必要ですが、これらは、いずれも将来事象の予測や見積りに依存するという不確実さははらんでいるため、その客観性を判断することが困難です。また、会計ビクバン以降、税務会計と企業会計の乖離が顕著になり、将来減算一時差異が金額的にも多額になり、繰延税金資産の計上額が財務諸表に重要な影響を与えるようになってきました。特に、繰延税金資産は商法上配当制限の定めがないため、その回収可能性を十分に検討する必要があります。

将来減算一時差異または税務上の繰越欠損金等が、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると思込まれる場合にのみ、繰延税金資産の回収可能性があると判断することができ、見込まれない場合には、繰延税金資産の回収可能性があると判断することはできません。

なお、過年度に計上した繰延税金資産についても、将来の課税所得の範囲を超えて繰延税金資産が計上されていないかどうか、将来の課税所得に対応させることのできないスケジュールリング不能な一時差異について、安易に繰延税金資産が計上されていないかどうかについて慎重に検討し、毎期見直しを行って、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると思込まれなくなった場合、過大となった金額を適時に取り崩す必要があります。

## ・繰延税金資産の回収可能性の要件

繰延税金資産の回収可能性の要件には、以下の3つがあります。

### 1. 収益力にもとづく課税所得の十分性

この要件は、将来減算一時差異の解消年度およびその解消年度を基準として税務上認められる欠損金の繰戻しおよび繰越しが可能な期間において、当該将来減算一時差異または税務上の繰越欠損金の解消額を十分吸収できる課税所得が発生する可能性が高いと見込まれなければならないというものです。

将来の課税所得は、過年度の納税状況および将来の業績予測等を総合的に勘案し、将来の合理的な予想利益に予想申告調整額を加減して合理的に見積る必要があります。ただし、繰延税金資産の回収可能性を判断するための将来の課税所得は、将来減算一時差異等の解消額を反映する前の課税所得です。

なお、将来減算一時差異の解消額が解消年度の課税所得を上回ったとしても、税務上の繰越欠損金の予測可能かつ合理的な繰越期間において十分な課税所得が見込まれるのであれば、回収可能と判断することができます。

### 2. タックスプランニングの存在

この要件は、含み益のある固定資産(土地)または有価証券を売却することなどにより、通常の事業活動とは別に将来の課税所得を発生させることで、当該課税所得が将来減算一時差異または税務上の繰越欠損金の解消額を十分に吸収できるかどうか検討することです。この場合、含み益を有する資産を保有しているだけでなく、当該資産の売却という具体的な計画等が存在していることが必要であり、実務上、取締役会等により機関決定された事業計画に反映されていることが必要です。

### 3. 将来加算一時差異の十分性

この要件は、将来加算一時差異について繰延税金負債が計上されている場合に、将来の課税所得とは別に、その解消年度の解消額が将来減算一時差異または税務上の繰越欠損金の解消額を十分に吸収できるものであるかどうか検討することです。具体的には、解消額が合理的に計算できる圧縮対象の償却性資産や、税務上一定の期間で取り崩される特別償却準備金等が対象となります。

## ・繰延税金資産の回収可能性の判断の手順

上記の判断要件の具体的な適用手順は以下のとおりです。

期末における将来減算一時差異について、将来解消見込年度のスケジュールリングを実施し、解消時期と金額を特定します。

期末における将来加算一時差異について、将来解消見込年度のスケジュールリングを実施し、解消時期と金額を特定します。

将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを、解消見込年度ごとに相殺します。

で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額について、その金

## 会計トピック

額を解消見込年度を基に、その税務上認められる欠損金の繰戻しおよび繰越期間内の将来加算一時差異( で相殺後)の解消見込額と相殺します。

以上の手順によっても残る将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を将来年度の課税所得の見積額(タックスプランニングによる課税所得の発生見込額を含む)と、解消見込年度ごとに相殺します。

で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を解消見込年度を基に、その繰戻し・繰越期間内の課税所得の見積額( で相殺後)と相殺します。

以上、 から の手続の結果、相殺し切れなかった将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性がないと判断され、繰延税金資産から評価性引当額として控除されることとなります。

なお、将来加算一時差異が重要でない場合には、各年度における将来加算一時差異の解消見込額と課税所得の見積額とを合計して、将来減算一時差異の各年度の解消見込額と比較して判断することも、実務上は妥当なものとして取り扱われます。

### ・スケジューリングが不能な一時差異

一時差異には、 将来の一定の事実が発生することによって、税務上損金または益金算入の要件を充足することが見込まれる一時差異と、 会社による将来の一定の行為の実施についての意思決定または実施計画等の存在により、税務上損金または益金算入の要件を充足することが見込まれる一時差異とがあります。

については、たとえば、不良債権に対する有税の貸倒引当金のように、期末において相手先の倒産等将来の一定の事実の発生が見込まれないことから、税務上損金算入の時期が明確でなくスケジューリングが不能な一時差異となる場合があります。また、 については、たとえば、子会社株式評価損のように、当該子会社の清算などの意思決定または実施計画等が存在しないことにより、税務上損金算入の要件を充足することが見込めず、税務上の損金算入時期が明確でなく、スケジューリングが不能な一時差異となる場合があります。

このようなスケジューリングが不能な一時差異のうち、将来減算一時差異については、原則として、税務上の損金算入時期が明確となった時点で、その回収可能性の判断にもとづき繰延税金資産を計上できます。ただし、期末において損金算入時期が明確でない将来減算一時差異についても、たとえば、貸倒引当金等のように将来発生が見込まれる損失を合理的に見積ったものであるが、その損失の発生時期を個別に特定し、スケジューリングすることが実務上困難な場合には、過去の損金算入実績に将来の合理的な予測を加味した方法等により、合理的にスケジューリングが行われている限り、スケジューリングが不能な一時差異とは取り扱われません。

また、将来解消見込年度のスケジューリングが不能な将来加算一時差異については、将来減算一時差異の解消見込年度との対応ができないため、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、当該将来加算一時差異を将来減算一

時差異と相殺できないこととなります。ただし、固定資産圧縮積立金等の将来加算一時差異は、会社が必要に応じて当該積立金等を取り崩す旨の意思決定を行えば、将来減算一時差異と相殺することが可能となります。

#### ・将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の回収可能性は、多くの場合、将来年度の会社の収益力にもとづく課税所得によって判断することになりますが、将来年度の会社の収益力を客観的に判断することは実務上困難な場合が多いため、会社の過去の業績等にもとづいて以下のように会社を区分し、図表1のように、それぞれの会社区分ごとに繰延税金資産の回収可能性を判断します。

- (1) 十分な課税所得がある会社(分類1)・・・期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期(当期およびおおむね過去3年以上)計上し、その経営環境に著しい変化がない会社。
- (2) 業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社(分類2)・・・当期および過去(おおむね3年以上)連続して、ある程度の経常的な利益を計上しているような会社。
- (3) 業績が不安定な会社(分類3)・・・過去に経常的損益が大きく増減しているような会社。
- (4) 税務上の繰越欠損金が存在する会社(分類4)・・・期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社や過去おおむね3年以内に重要な税務上の繰越欠損金の繰越期限切れとなった会社、あるいは期末において重要な税務上の繰越欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社。また、過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が期末に存在し、翌期末も重要な税務上の繰越欠損金の発生が見込まれる会社も同様。
- (5) (分類4)のただし書きの会社・・・(分類4)の会社のうち、例外として、重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が、事業のリストラや法令等の改正等により非経常的な特別の原因で発生したもので、それを除けば課税所得を每期計上している会社。
- (6) 過去に連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社(分類5)・・・過去おおむね3年以上連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社で、かつ、当期も重要な税務上の欠損金の計上が見込まれる会社。また、債務超過の状況にある会社や資本の欠損の状況が長期にわたっている会社で、かつ、短期間に当該状況の解消が見込まれない会社も同様。

#### ・差異の解消が長期にわたる将来減算一時差異

退職給付引当金や減価償却累計額に係る将来減算一時差異のように、スケジューリングの結果、その将来解消年度が長期となる将来減算一時差異については、企業が継続する限り、長期にわたるが将来解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有します。これらの将来減算一時差異に関しても、会社区分に応じて図表1のように判断します。

会計トピック

図表 1 会社区分ごとの回収可能性の判断

会社区分	将来年度の課税所得の見積額による判断	タックスプランニングにもとづく課税所得の発生額の取扱い	将来解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱い
(1)	通常、将来においても一定水準の課税所得を発生させることが可能であると予測できますので、一般的に、繰延税金資産の全額についてその回収可能性があるとして判断できます。なお、この場合にはスケジューリング不能な将来減算一時差異についても、将来、スケジューリングが可能となった時点で課税所得が発生する蓋然性が高いため、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるとして判断されます。	一般的には、タックスプランニングを考慮する必要はありません。	
(2)	一時差異等のスケジューリングの結果にもとづき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるとして判断されます。	資産の売却等に係わる意思決定が取締役会等で承認された事業計画や方針等で明確となっており、かつ、資産売却等に経済的合理性があり、実行可能であることが必要です。 売却される資産の含み益等に係わる金額が、契約等で確定している場合または契約等で確定していない場合でも、たとえば、有価証券については期末の時価、不動産については期末前および1年以内の鑑定評価額等の公正な時価によっている場合は、課税所得の見積額に織り込むことができます。	当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性があるとして判断できます。
(3)	通常、過去の業績等から将来の安定的な課税所得の発生を予測することができないので、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果にもとづき、それに係る繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるとして判断されます。	おおむね5年以内に資産売却等を行うという意思決定が取締役会等で承認された事業計画や方針等で明確となっており、かつ、資産売却等に経済的合理性があり、実行可能である必要があります。 上記(2)と同様である場合、おおむね5年以内の課税所得の見積額に織り込むことができます。	当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性があるとして判断できます。 おおむね5年を超える場合でも、最終解消年度までに解消されると見込まれる将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性があるとして判断できます。
(4)	通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積することは困難であるため、原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリングの結果にもとづき、それに係る繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産について回収可能性があるとして判断します。	売却等に係わる意思決定が、取締役会の承認、決裁権限者の決裁または契約等で明確となっており、かつ、確実に実行されると見込まれる必要があります。 上記(2)と同様である場合、翌期の課税所得の見積額として織り込むことができます。	翌期の課税所得を限度とした翌期の解消見込額に係る繰延税金資産については、その回収可能性があるとして判断できます。
(5)	将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果にもとづき、それに係る繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるとして判断されます。	上記(4)と同様。 上記(3)と同様。	(3)と同様。
(6)	通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積ることができないと判断されますので、原則として、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産の回収可能性はないものと判断します。	原則としてタックスプランニングを考慮できません。ただし、税務上の繰越欠損金を十分に上回るほどの資産の含み益等を有しており、かつ(4)および(5)を満たす場合のみ、翌期の課税所得の見積額として織り込むことができます。	原則として、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、その回収可能性はないものと判断します。

上記に直接該当しない場合でも、当該趣旨を斟酌して、会社の実態に応じて、それぞれの会社区分に準じた判断を行う必要があります。

・減損損失に係る将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性について

減損損失に係る将来減算一時差異は、解消までに長期間を要する可能性が高いこと、また、事業用として使用している固定資産である場合もあり、慎重にスケジューリング不能な一時差異であるか否かの判定を行わなければなりません。スケジューリング不能な一時差異と判定された場合、上記(1)十分な課税所得のある会社の場合を除き回収可能性はないものと判断されます。

スケジューリングの可能性の判定にあたっては、減損損失の対象となった固定資産の状態、すなわち、現在および将来の使用・遊休・処分状況および見

込みにもとづきその判定が行われることとなりますが、等しく固定資産であっても、償却資産と非償却資産とではその性格が異なります。

### 1. 償却資産

償却資産に係る将来減算一時差異は、通常、減価償却計算を通して解消されますので、スケジューリング可能な一時差異と考えられます。また、固定資産に計上されていないリース資産について減損処理が行われた場合、当該減損額見合いの貸方科目としては「リース資産減損勘定」等の科目が用いられますが、その定額法による取崩額についても同様にスケジューリング可能なものと考えられます。

なお、減損損失は、その本質が減価償却とは異なる性質のものであり、臨時性がきわめて高く、かつ、金額も巨額になる可能性が高いことから、減損損失に係る将来減算一時差異については、上記に記載したような建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異と同様な取扱いは適用しません。また、減価償却計算の基礎である耐用年数の終了を待たずに処分が予定されている場合、当該処分予定にもとづいてスケジューリングすることになります。

### 2. 非償却資産

土地等の非償却資産に係る将来減算一時差異のスケジューリングは、売却処分等の予定がある場合、それによることとなりますが、たとえば、工場用地として現に使用中である場合、通常、スケジューリングが不能な場合が多いと考えられますので、十分に留意する必要があります。

### 3. 「再評価に係る繰延税金資産」を計上している土地について減損損失を計上した場合

減損処理を行った部分に係る土地再評価差額金は取り崩すこととなりますので、この取崩しに伴い、当該土地に係る「再評価に係る繰延税金資産」は全額取り崩すこととなります。また、土地再評価に係る繰延税金資産についても、通常の繰延税金資産と同様に回収可能性を検討することとなります。

#### . その他有価証券評価差額に対する税効果会計

その他有価証券の評価差額に対する税効果会計については、評価差額を評価差損と評価差益とに区分し、個々の銘柄ごとに、評価差損(将来減算一時差異)については回収可能性を検討したうえで繰延税金資産を認識するとともに、評価差益(将来加算一時差異)については繰延税金負債を認識することが原則的処理です。

しかし、実務上、その他有価証券について個々の保有目的等に応じてその性格を細分化せず、多様な性格を有するその他有価証券を一括してとらえたうえで毎期時価評価し、洗替え処理するケースが多いと考えられます。この場合でも当該時価評価により生じる評価差額については、税効果会計を一括して適用することが認められ、以下のように取り扱われます。

## 会計トピック

### 1. スケジューリングが可能なものについて

その評価差額を評価差損と評価差益とに区分し、評価差損(将来減算一時差異)については回収可能性を検討したうえで繰延税金資産を認識し、評価差益(将来加算一時差異)については繰延税金負債を認識します。

### 2. スケジューリングが不能なものについて

#### 純額で評価差益の場合

純額の評価差益については繰延税金負債を認識します。当該評価差益はスケジューリング不能な将来加算一時差異ですから、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、評価差額以外の将来減算一時差異とは相殺できません((1)によった場合の評価差益に係る将来加算一時差異は、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、スケジューリングの結果に従い、評価差額以外の将来減算一時差異と相殺することができます)。

#### 純額で評価差損の場合

当該純額の評価差損はスケジューリング不能な将来減算一時差異ですから、原則として当該繰延税金資産の回収可能性はありません。ただし、通常、その他有価証券は随時売却が可能であり、また、長期的には売却されることが想定される有価証券であることを考慮し、純額の評価差損に係る繰延税金資産については、会社の業績等の状況を回収可能性の判断基準とすることができます。

すなわち、前述の(1)および(2)に該当する会社の場合、純額の評価差損に係る繰延税金資産についても回収可能性があると判断でき、(3)および(5)に該当する会社の場合、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)内の課税所得の見積額からスケジューリング可能な一時差異の解消額を加減した額を限度として、純額の評価差損に係る繰延税金資産を計上しているとき、当該繰延税金資産は回収可能性があると判断できます。

〒162-8551  
東京都新宿区津久戸町 1 番 2 号  
あずさセンタービル  
TEL : 03-3266-7500 ( 代表 )  
FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2005 KPMG AZSA & Co.,  
the Japan member firm of KPMG  
International, a Swiss cooperative. All rights  
reserved. Printed in Japan.